

## 審査基準及び標準処理期間

所属名	農林水産部 経営支援・担い手育成課農地担当
内線番号	4902

No.	項目	内容						
①	処分名	農地等の賃貸借の解約等の許可						
②	法令名	農地法						
③	法令番号	昭和27年法律第229号						
④	根拠条項	第18条第1項						
⑤	処分権者	京都府知事 ※ただし、京都市の区域内については京都市長						
⑥	法令の定め	(農地又は採草放牧地の賃貸借の解約等の制限) 第十八条 農地又は採草放牧地の賃貸借の当事者は、政令で定めるところにより都道府県知事の許可を受けなければ、賃貸借の解除をし、解約の申入れをし、合意による解約をし、又は賃貸借の更新をしない旨の通知をしてはならない。						
⑦	審査基準	○農地法関係事務に係る処理基準 (平成12年6月1日付け12構改B第404号農林水産事務次官依命通知) ○農地法の運用について (平成21年12月11日付け21経営第4530号・21農振第1598号経営局長・農村振興局長連名通知) ○農地法関係事務処理要領 (平成21年12月11日付け21経営第4608号・21農振第1599号経営局長・農村振興局長連名通知)						
⑧	経由機関名	農地の所在する各市町村農業委員会						
⑨	協議機関名	—						
⑩	標準処理期間	(⑪合計期間)						
	※設定なし	<table border="1"> <tr> <td>経由期間</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>協議機関</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>当該処分機関</td> <td>—</td> </tr> </table>	経由期間	—	協議機関	—	当該処分機関	—
経由期間	—							
協議機関	—							
当該処分機関	—							
⑫	問合せ	経営支援・担い手育成課 農地担当 (075-414-4902)						
⑬	備考							